

ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成27年9月17日付け27消安第3322号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 (1) 輸出植物検疫が終了している旨の表示 (削る)  (2) (略)	5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 (1) 輸出植物検疫が終了している旨の表示  (新設) (2) (略)

附 則
この通知は、令和5年8月1日から施行する。